

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項の規定に準じ、一般廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類の縦覧の場所、期間等について、次のとおり公告する。

平成23年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 一般廃棄物処理施設の名称 宮古地区内仮設焼却炉
- 2 一般廃棄物処理施設の設置の場所 宮古市小山田第2地割71番地
- 3 一般廃棄物処理施設の種類 ごみ処理施設（焼却施設）
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 災害廃棄物（可燃系混合物等）
- 5 一般廃棄物処理施設の能力 1日当たり95トン
- 6 実施した一般廃棄物処理施設の設置が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の項目
 - (1) 大気質
 - (2) 騒音
 - (3) 振動
 - (4) 悪臭
- 7 縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県環境生活部資源循環推進課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター
 - (2) 期間 平成23年10月28日から同年11月4日まで
- 8 意見書の提出 当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見を提出することができる。
- 9 意見書の提出先及び提出期限
 - (1) 提出先 岩手県環境生活部資源循環推進課
 - (2) 提出期限 平成23年11月4日